

## 7 自殺・うつ対策の推進について

我が国の自殺者数は、平成10年以降14年連続して年間3万人を超える状態がつづいていた。政府としては、平成24年8月に自殺総合対策大綱の改定を行い、各府省にまたがる自殺対策について、内閣府を中心に自殺対策に取り組み、各都道府県、政令市におかれても地域レベルでの取組を実施していただいていたところ。

自殺者数は警察庁の発表によると、平成24年には、15年ぶりに3万人を下回る27,858人となり、平成25年においては、平成24年を下回る27,195人（速報値）と減少傾向にある。これまでのみなさまの取組の成果であり、御礼申し上げる。

しかし、自殺死亡率は大綱の平成28年の数値目標（平成17年との比較20%減）に達しておらず、自殺者数は依然として高い水準にあり、各都道府県・政令市におかれては、より一層の自殺対策の推進をお願いしたい。

### (1) かかりつけ医等心の健康対応力向上研修

うつ病の診断技術等の向上を図り、多くのうつ病患者の早期発見、早期治療を行うため、最初に診療することの多い一般内科医、小児科医等かかりつけ医に対して、うつ病に関する専門的な養成研修等を実施している事業である。平成26年度からは、地域生活支援事業の中で実施することとしており、引き続きご協力をお願いしたい。

### (2) 地域自殺予防情報センター事業

地域における自殺対策の総合的な連携・支援体制の整備を推進し、自殺未遂者・自死遺族等に対して適切な支援の提供を図ることを目的として都道府県・指定都市への補助事業を実施しているところである。自殺の背景には複数の要因が存在していることが知られており、関係各機関の連携が重要であるため、当該事業及び「地域自殺対策緊急強化基金」（内閣府）をあわせて活用の上、地域における自殺防止対策を推進していただきたい。

### (3) 自殺予防総合対策センターへの情報提供協力をお願い

日頃から、自殺予防総合対策センター（独立行政法人国立精神・神経医療研究センターに設置）における調査研究にご協力いただき感謝申し上げたい。今後も、同センターにおいて、自殺対策に関連する情報収集・情報提供を行い、各自治体における自殺対策の技術的支援及び後方支援を行っていくこととしており、各都道府県・政令市においては、引き続き同センターの実施する情報収集や研究調査にご協力いただきたい。

また、同センターでは来年度も引き続き「自殺総合対策企画研修」等の精神保健関連の各種研修を実施する予定であり、各都道府県・政令市におかれては、これらの研修に対し周知にご協力いただくとともに、関係機関に所属する職員の参加について、特段の配慮をお願いしたい。

## 8 心神喪失者等医療観察法指定医療機関の整備等概要について

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）」は、平成15年7月に公布、平成17年7月に施行され、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った法対象者に対して、適切な医療を提供し、社会復帰の促進を図っているところである。

法に基づく指定入院医療機関の整備については、全国で予備病床を含め800床程度を目標として整備を進めてきており、これまでに国関係では、15箇所487床、都道府県関係では、15自治体の協力を得て304床、合計で791床の整備が行われたところである。

一方で、厚生局単位でとらえた場合には、整備予定のない地域があるなど、地域ごとの偏在が生じていることから、引き続き必要な病床の確保に努める必要がある

法に基づく地域社会における処遇については、「地域社会における処遇のガイドライン（平成17年7月14日障精発第0714003号）（以下「ガイドライン」という。）」に基づき行われているところであるが、より円滑に地域社会における処遇を進めるためには、精神保健福祉に携わる地域関係者の協力の下に、ガイドラインに基づく地域処遇体制の基盤構築及びその充実を図ることが重要であると考えている。

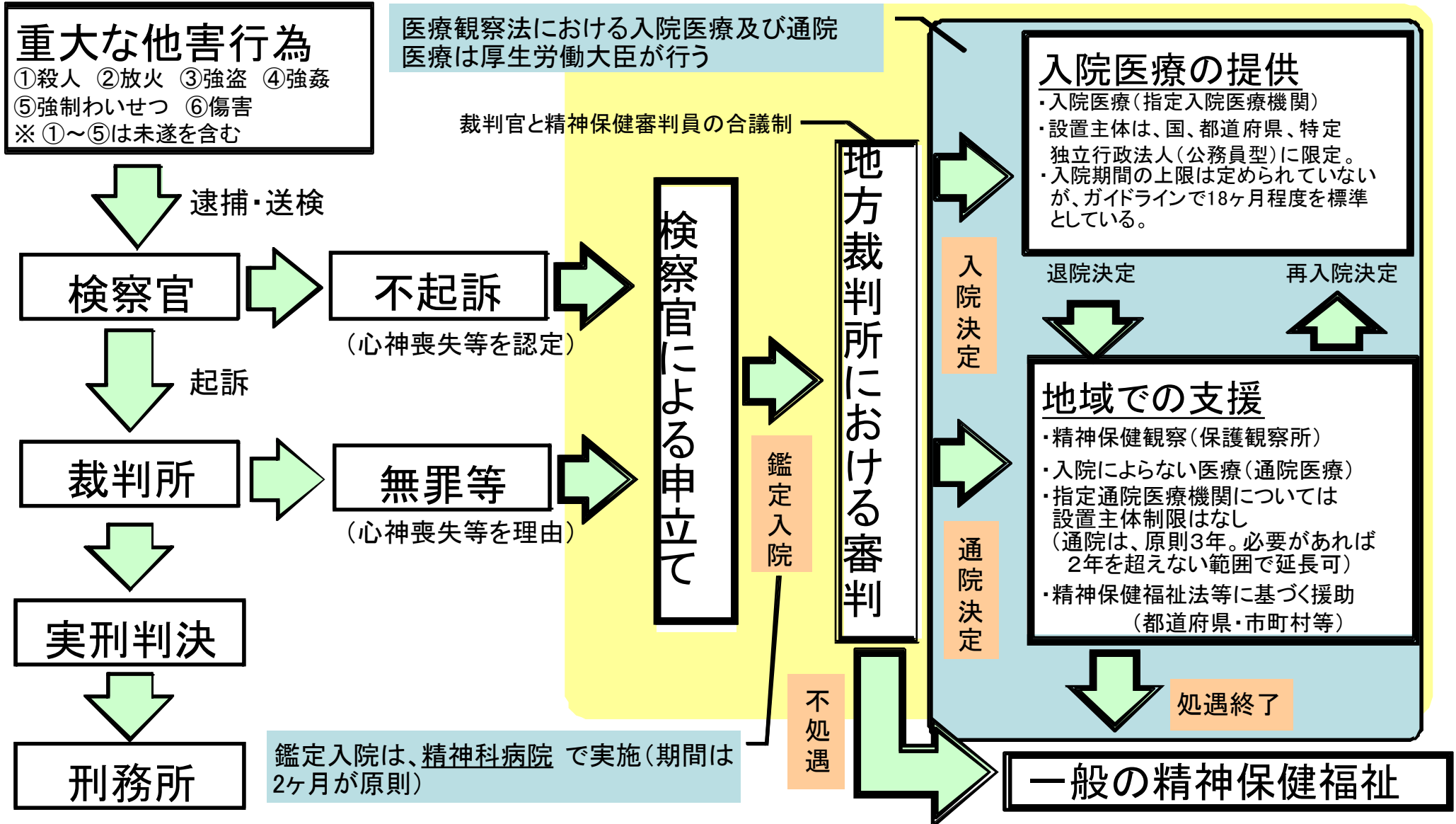
とりわけ、指定通院医療機関の整備については、通院対象者の住み慣れた地域から容易にアクセスできる範囲に指定通院医療機関を確保する必要があることや、大都市部において不足していること、について指摘されており、都道府県におかれては、市町村及び医療機関等の関係機関と平素から緊密に連携の上、法対象者が居住する地域において適切な通院処遇が図られるよう、指定通院医療機関の確保について、ご理解とご協力をいただきたい。

# 医療観察法の仕組み

(制度は、法務省・厚生労働省共管)

平成15年7月成立・公布、平成17年7月15日施行

心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及び同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定する手続等を定めるもの。



# 指定入院医療機関の整備状況

## 1. 国関係

平成25年11月1日現在

※  は稼働中の指定入院医療機関

①国立病院機構花巻病院（岩手県）	33床	<input type="checkbox"/>
②国立病院機構下総精神医療センター（千葉県）	33床	<input type="checkbox"/>
③国立精神・神経医療研究センター病院（東京都）	66床	<input type="checkbox"/>
④国立病院機構久里浜医療センター（神奈川県）	50床	<input type="checkbox"/>
⑤国立病院機構さいがた医療センター（新潟県）	33床	<input type="checkbox"/>
⑥国立病院機構北陸病院（富山県）	33床	<input type="checkbox"/>
⑦国立病院機構小諸高原病院（長野県）	17床	<input type="checkbox"/>
⑧国立病院機構東尾張病院（愛知県）	33床	<input type="checkbox"/>
⑨国立病院機構榊原病院（三重県）	17床	<input type="checkbox"/>
⑩国立病院機構やまと精神医療センター（奈良県）	33床	<input type="checkbox"/>
⑪国立病院機構鳥取医療センター（鳥取県）	17床	<input type="checkbox"/>
⑫国立病院機構賀茂精神医療センター（広島県）	33床	<input type="checkbox"/>
⑬国立病院機構肥前精神医療センター（佐賀県）	33床	<input type="checkbox"/>
⑭国立病院機構菊池病院（熊本県）	23床	<input type="checkbox"/>
⑮国立病院機構琉球病院（沖縄県）	33床	<input type="checkbox"/>

（病床数は予備病床を含む）

# 指定入院医療機関の整備状況

## 2. 都道府県関係

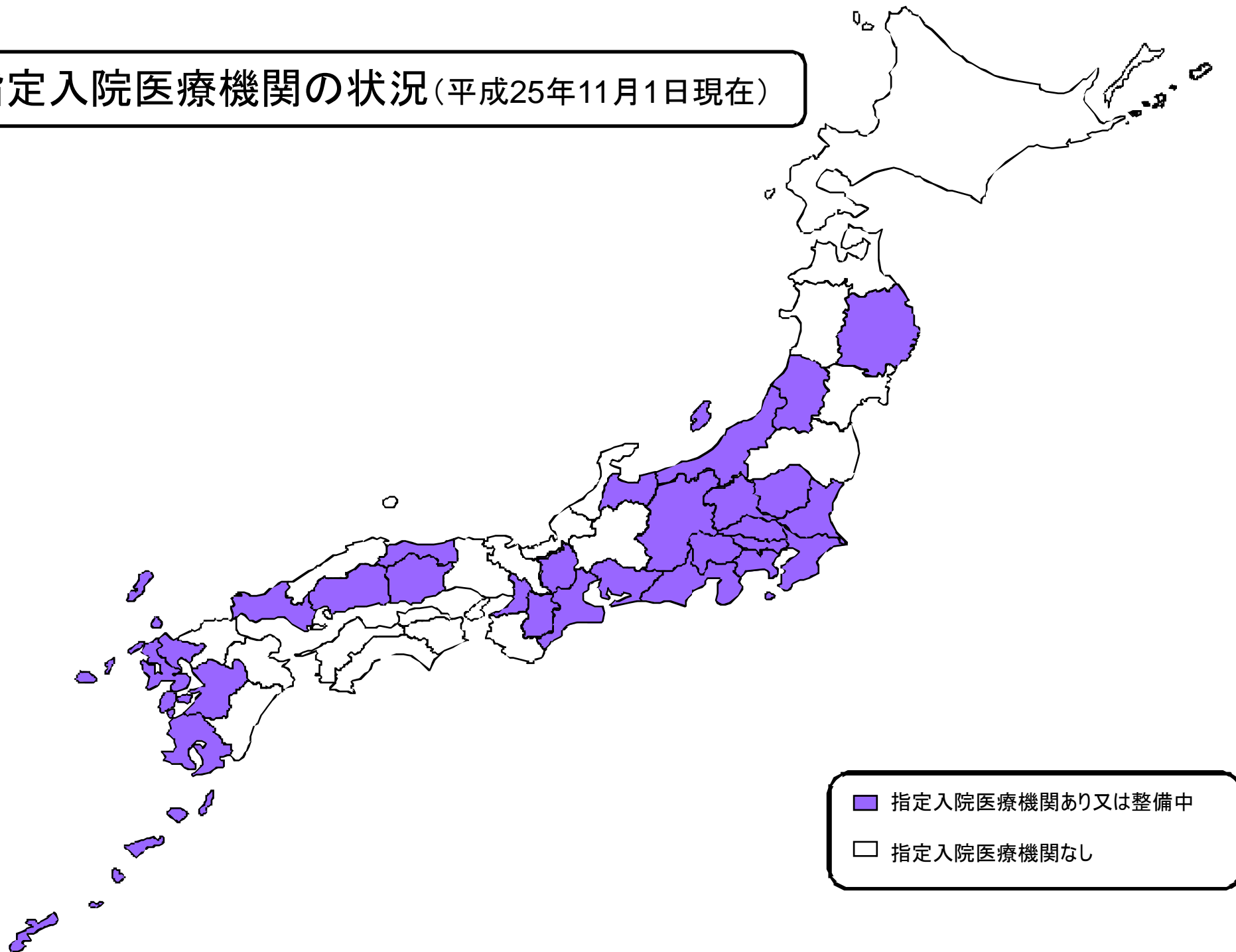
※  は稼働中の指定入院医療機関

①茨城県立こころの医療センター	17床	
②栃木県立岡本台病院	18床	
③群馬県立精神医療センター	16床	
④埼玉県立精神医療センター	33床	
⑤東京都立松沢病院	33床	
⑥神奈川県立精神医療センター 芹香病院	33床	
⑦山梨県立北病院	5床	
⑧長野県立こころの医療センター 駒ヶ根	6床	
⑨静岡県立こころの医療センター	12床	
⑩滋賀県立精神医療センター	23床	
⑪大阪府立精神医療センター	33床	
⑫岡山県精神科医療センター	33床	
⑬山口県立こころの医療センター	8床	
⑭長崎県病院企業団長崎県精神医療センター	17床	
⑮鹿児島県立始良病院	17床	
⑯山形県立鶴岡病院		整備中
⑰愛知県立城山病院		整備中

※病床整備の現状:791床 [うち国関係:487床 都道府県関係304床](平成25年11月1日現在)

(病床数は予備病床を含む)

指定入院医療機関の状況(平成25年11月1日現在)



■ 指定入院医療機関あり又は整備中

□ 指定入院医療機関なし

# 指定通院医療機関の指定状況

都道府県名	平成25年9月30日現在指定数				
	病院	診療所	薬局	政令1条 (訪問看護)	計
北海道	34	2	18	2	56
青森県	9	1	145	1	156
岩手県	6	0	5	0	11
宮城県	9	3	6	4	22
秋田県	3	0	329	1	333
山形県	8	2	9	2	21
福島県	8	1	170	2	181
茨城県	16	0	381	4	401
栃木県	7	0	3	1	11
群馬県	4	0	150	2	156
埼玉県	11	0	103	5	119
千葉県	12	0	82	2	96
東京都	18	2	18	20	58
神奈川県	16	2	5	2	25
新潟県	10	0	456	1	467
山梨県	3	0	2	0	5
長野県	11	0	46	4	61
富山県	4	0	9	2	15
石川県	4	0	5	1	10
岐阜県	7	1	37	1	46
静岡県	11	0	8	0	19
愛知県	12	1	6	3	22
三重県	7	0	0	3	10
福井県	5	0	50	1	56

都道府県名	平成25年9月30日現在指定数				
	病院	診療所	薬局	政令1条 (訪問看護)	計
滋賀県	8	1	5	0	14
京都府	5	0	33	4	42
大阪府	25	1	17	26	69
兵庫県	20	2	9	8	39
奈良県	4	0	6	2	12
和歌山県	6	1	5	0	12
鳥取県	4	0	119	0	123
島根県	5	2	10	1	18
岡山県	6	0	4	0	10
広島県	7	1	8	6	22
山口県	8	1	15	0	24
徳島県	7	2	3	0	12
香川県	3	0	6	0	9
愛媛県	8	0	4	2	14
高知県	6	2	89	3	100
福岡県	16	1	6	5	28
佐賀県	7	0	5	0	12
長崎県	6	0	8	6	20
熊本県	3	0	0	2	5
大分県	3	0	3	0	6
宮崎県	5	0	0	0	5
鹿児島県	10	1	0	3	14
沖縄県	8	0	7	1	16
合計	415	30	2,405	133	2,983



# 平成26年度医療観察法関係予算(案)の概要

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進

208億円

・うち入院等決定者医療費	188.4億円
・うち指定入院医療機関施設整備費負担金	9.6億円
・うち指定入院医療機関設備整備費負担金	0.5億円
・うち指定入院医療機関運営費負担金	8.6億円
・うち指定入院医療機関地域共生事業費補助金	0.3億円

## 9 地域生活支援事業費補助金へ移行する事業について

平成26年度予算案においては、これまで精神保健対策費補助金等により実施していた以下の事業については、地域生活支援事業費補助金へ移行することとしており、その事業の実施に当たってはご留意願いたい。

- 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業」として、地域生活支援事業の必須事業に位置付ける予定の事業。

①災害派遣精神医療チーム体制整備事業（事業内容に変更無し）

②精神障害者アウトリーチ推進事業の一部  
（事業概要）

精神障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、保健所等において、ひきこもり等の精神障害者を医療へつなげるための支援及び関係機関との調整を行うなど、アウトリーチ（多職種チームによる訪問支援）を円滑に実施するための支援体制の確保。

③精神障害者地域移行・地域定着支援事業の一部  
（事業概要）

都道府県が設置する圏域ごとに、精神障害者の退院支援や地域生活支援を行うための協議会（地域移行・地域定着推進協議会）の設置等。

※実施主体は都道府県（①及び③は指定都市も可能）

- 「精神障害関係従事者養成研修事業」として、地域生活支援事業に位置付ける予定の事業。

④精神科訪問看護従事者養成研修事業  
（事業概要）

精神科訪問看護ステーションにおいて、適切な精神科訪問看護等が行えるよう、各ステーションの指導的な者に対する研修の実施。

⑤精神障害者アウトリーチ推進事業の一部  
（事業概要）

アウトリーチ関係者に対する研修の実施。

⑥かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業（事業内容に変更無し）

※実施主体は都道府県（⑥は指定都市も可能）